

やまなし創業チャレンジ応援事業費補助金交付要綱

(通 則)

第1条 やまなし創業チャレンジ応援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）の規定によるほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、本県における創業の機運醸成を図るため、会社設立に要する経費に対し助成する。

(補助金交付の対象者)

第3条 この補助金交付の対象者は、次に掲げる要件をすべて満たすものをいう。

(1) 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）に基づき認定を受けた創業支援等事業計画に則って実施される特定創業支援等事業を活用して、登録免許税半額軽減を受け創業した者（以下「支援対象事業者」という。）であって、県内に本店を有する会社の代表者であること。

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第4項及び第5項の規定に該当する営業を行う事業者でないこと。また、これらの営業の一部を受託する営業を行う事業者でないこと。

(3) 山梨県暴力団排除条例（平成22年山梨県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団でないこと及び法人においては役員が、個人事業者においては事業主が同条第2号に規定する暴力団員でないこと。

(4) 山梨県税の滞納がない者であること。

(補助内容、補助対象経費及び補助率)

第4条 補助内容及び補助対象経費は、別表に掲げるとおりとする。

2 補助率は、補助金の交付の対象となる経費の10分の10とする。ただし、補助金の額に千円未満の端数が生じるときはその額を切り捨てる。

(交付の申請)

第5条 支援対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、会社を設立した日から起算して30日を経過する日または会社が設立した年度の3月31日のいずれか早い日までに、補助金交付申請書（様式第1）を知事に提出しなければならない。

2 支援対象事業者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。

(交付決定及び額の確定)

第6条 知事は、前条の規定による申請書の提出があった場合には、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定及び額の確定を行い、交付決定及び額の確定通知書（様式第2）を当該支援対象事業者に送付するものとする。

(交付決定及び額の確定の取り消し)

第7条 知事は、前条の規定に基づき交付決定及び額の確定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）のうち、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合は、交付決定及び額の確定を取り消すことができる。

2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときには、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

(精算払の請求)

第8条 補助事業者は、補助金の精算払を受けようとするときは、精算払請求書（様式第3）を知事に提出しなければならない。

(財産の処分及び管理)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了した後も、補助事業により取得し又は効用が増加した財産を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効果的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具（以下「取得財産等」という。）については、知事が補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して別に定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでは、知事の承認を受けないで、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(補助事業の経理等)

第10条 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年12月21日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別表（第4条第1項関係）

補助対象経費

補助区分	補助限度額	補助対象経費等
株式会社	285 千円	<p>○補助内容 補助区分の会社設立にかかる費用</p> <p>○補助対象経費 会社を設立した日が属する年度に要した次の経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会社設立登記に係る登録免許税（特定創業支援等事業による登録免許税半額軽減後の税額）
合同会社 合名会社 合資会社	190 千円	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定款承認の手数料 ・ 定款承認の収入印紙代 ・ 定款の謄本交付手数料 ・ 司法書士・行政書士等報酬 ・ 会社印鑑作成代 ・ 印鑑証明書代 <p>○添付書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 役員名簿（様式第1-2） ・ 誓約書（様式第1-3） ・ 設立した会社に係る履歴事項全部証明書（写し） ・ 登録免許税等の支出を証する書面の写し